

藤沢市職員定数条例の一部改正について
藤沢市職員定数条例の一部を次のように改正する。

2017年(平成29年)2月16日提出

藤沢市長

鈴木恒夫

藤沢市職員定数条例の一部を改正する条例

藤沢市職員定数条例(昭和24年藤沢市条例第33号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「育児休業をしている職員」の次に「,自己啓発等休業をしている職員,配偶者同行休業をしている職員」を加え,「及び外国の地方公共団体の機関等に派遣される藤沢市職員の処遇等に関する条例(平成8年藤沢市条例第8号)」を「並びに地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の17,外国の地方公共団体の機関等に派遣される一般職の地方公務員の処遇等に関する法律(昭和62年法律第78号)及び公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律(平成12年法律第50号)」に改める。

別表中「1922人」を「2038人」に,「674人」を「797人」に,「15人」を「14人」に,「506人」を「228人」に,「8人」を「9人」に,「393人」を「443人」に,「3533人」を「3544人」に改める。

附 則

この条例は,平成29年4月1日から施行する。

提案理由

この条例を提出したのは,年金支給開始年齢が段階的に引き上げられ,無年金期

間が長期化することに伴い，再任用職員の短時間勤務希望者が減少し，常時勤務希望者が増加することから職員定数を改める等の必要による。